税額の特別控除の項中「別表六の二（十五）「25」」を「別表六の二（十四）「25」」に改め、同表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十六）「19」」を「別表六の二（十五）「19」」に改め、同表地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十七）「18」」を「別表六の二（十六）「18」」に改め、同表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十八）「30」」を「別表六の二（十七）「43」」に、「別表六の二（十八）「36」」を「別表六の二（十七）「49」」に改め、同表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の３第１項	10572	法規別表六の二（十八）「27」の欄の金額
	第68条の15の３第１項	10635	

様式第二の記載要領第四号の表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（二十）「27」」を「別表六の二（十九）「27」」に、「別表六の二（二十）「36」」を「別表六の二（十九）「36」」に改め、同表中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（二十一）「28」」を「別表六の二（二十）「28」」に、「別表六の二（二十一）「37」」を「別表六の二（二十）「37」」に改め、同表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（二十二）「24」」を「別表六の二（二十一）「24」」に、「別表六の二（二十三）「21」」を「別表六の二（二十二）「21」」に改め、同項の次に次のように加える。

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の６の２第１項（償却費）	10636	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10637	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の６の２第２項	10638	法規別表六の二（二十四）「17」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項中「第68条の15の７第１項」を「令和２年旧措置法第68条の15の７第１項」に改め、同表革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の15の７第２項」を「令和２年旧措置法第68条の15の７第２項」に、「別表六の二（二十四）「23」」を「別表六の二（二十五）「23」」に改め、同表公害防止用設備の特別償却の項を削り、同表船舶の特別償却の項を次のように改める。

船舶の特別償却	第68条の16第１項の表の第２号の中欄のイ（償却費）	10623	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の16第１項の表の第２号の中欄のイ）	10624	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の16第１項の表の第２号の中欄のロ（償却費）	10625	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の16第１項の表の第２号の中欄のロ）	10626	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の16第１項の表の第２号の中欄のハ（償却費）	10627	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の16第１項の表の第２号の中欄のハ）	10628	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表自動車教習用貨物自動車の特別償却の項を削り、同表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「耐震基準適合建物等の特別償却」を「港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（耐震基準適合建物等の特別償却）」に、「第68条の17第１項」を「令和２年旧措置法第68条の17第１項」に、「第68条の17第２項」を「第68条の17第１項」に改め、同表情報流通円滑化設備の特別償却の項中「第68条の26第１項」を「令和２年旧措置法第68条の26第１項」に改め、同表障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の項中「障害者を雇用する場合の機械等の割増償却」を「障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同表企業主導型保育施設用資産の割増償却の項中「第68条の34第１項」を「令和２年旧措置法第68条の34第１項」に改め、同表特定都市再生建築物等の割増償却の項を次のように改める。

特定都市再生建築物の割増償却	第68条の35第１項（償却費）（同条第３項第１号）	10449	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の35第３項第１号）	10450	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の35第１項、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成31年旧措置法」という。）第68条の35第１項又は平成27年旧措置法第68条の35第１項（償却費）（第68条の35第３項第２号、平成31年旧措置法第68条の35第３項第１号ロ又は平成27年旧措置法第68条の35第３項第２号ロ）	10452	特別償却限度額の欄の金額